

施設の概要

（金額、人数等の数値は令和４年度実績）

施設名	宇都宮市森林公園，宇都宮市自然休養村管理センター及び宇都宮市サイクリングターミナル	
所在地	【宇都宮市森林公園】 宇都宮市福岡町及び古賀志町地内 【宇都宮市自然休養村管理センター・宇都宮市サイクリングターミナル】 宇都宮市福岡町１０７４番地１	
根拠条例等	【宇都宮市森林公園】 ・ 宇都宮市森林公園条例（昭和５３年条例第４３号） ・ 宇都宮市森林公園条例施行規則（昭和５３年規則第６９号） 【宇都宮市自然休養村管理センター】 ・ 宇都宮市自然休養村管理センター条例（昭和５３年条例第４２号） ・ 宇都宮市自然休養村管理センター条例施行規則（昭和５３年条例第６８号） 【宇都宮市サイクリングターミナル】 ・ 宇都宮市サイクリングターミナル条例（昭和５８年条例１７号） ・ 宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則（昭和５８年規則第１４号）	
設置年月日	【宇都宮市森林公園】 昭和５４年４月１日 【宇都宮市自然休養村管理センター】 昭和５４年４月１日 【宇都宮市サイクリングターミナル】 昭和５８年５月２１日	
設置目的・業務内容	設置目的	【宇都宮市森林公園】 自然に親しむ環境を市民に提供するとともに，自然愛護思想の高揚と市民福祉の向上を図る。 【宇都宮市自然休養村管理センター】 自然休養村の円滑な管理運営を図る。 【宇都宮市サイクリングターミナル】 青少年の健全育成とスポーツの振興に寄与する。
	業務内容	【宇都宮市森林公園】 ・ 森林の利用に関すること ・ レクリエーション施設等の利用に関すること ・ 森林の保護，育成等に関すること ・ その他施設の目的を達成するために必要な業務に関すること 【自然休養村管理センター】 ・ 市民に健全な休養の場を提供するための施設の利用に関すること 【サイクリングターミナル】 ・ 宿泊のための施設の提供に関すること ・ 集会のための施設の提供に関すること ・ サイクリングのための自転車の貸付けに関すること ・ その他市長が必要と認めた事業

開 館 時 間	【森林公園】 - 少年自然の家 午前１１時から翌日の午前１０時まで（通年開設） - キャンプ施設 午前１１時から翌日の午前１０時まで（４月～１０月開設） - キャンプファイア施設 午後４時から午後９時まで（７月～９月開設） - バーベキュー施設 午前９時から午後４時まで（通年開設） - 魚つり施設 午前９時から午後４時まで（５月を除き通年開設） 【自然休養村管理センター】 - 午前９時から午後５時まで 【サイクリングターミナル】 - 宿泊 午後３時から翌日の午前１０時まで - 休憩 午前１０時から午後３時 ※ 研修室の利用は午前９時から午後４時まで - 自転車 午前９時から午後４時３０分まで ※ １１月～３月は午前９時から午後４時まで	
休 館 日	【森林公園・自然休養村管理センター】 - 毎週火曜日（祝祭日の場合はその翌日） ※ ４月２９日から５月５日まで及び７月２０日から８月３１日までの火曜日を除く。 - 年末年始（１２月２９日～１月３日） 【サイクリングターミナル】 - 毎週火曜日（祝祭日の場合はその翌日） ※ ４月１日，４月２９日から５月５日まで及び７月２０日から８月３１日までの火曜日を除く。 - 年末年始（１２月２９日～１月３日）	
現在の指定管理者	宇森・サイクル・恵・ウイズ共同事業体	
収 支 概 要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	４５，３９９千円
	使用料（利用料金）収入	２，４２０千円
利用者数（のべ人）	１７４，８２０人	

施設構造	【森林公園】 ・ 木造平屋建て（少年自然の家） 【自然休養村管理センター】 ・ 鉄筋コンクリート造２階建て 【サイクリングターミナル】 ・ 鉄筋コンクリート造２階建て（宿泊棟） ・ 鉄骨造平屋建て（自転車格納庫）			
敷地面積 (m ²)	【森林公園】 約 28ha（公園重点管理エリア） ※ 赤川ダム周辺 【自然休養村管理センター】 622m² 【サイクリングターミナル】 5,173m²	延床面積 (m ²)		【森林公園】 ・ 159m²（少年自然の家） 【自然休養村管理センター】 ・ 424m² 【サイクリングターミナル】 ・ 1,139m²（宿泊棟） ・ 107m²（自転車格納庫）
主な施設内容	施設名		定員（人）	面積（m ² ）等
	森林公園	少年自然の家	30人	159m ²
		キャンプ施設	—	2か所，各10区画
		キャンプファイア施設	—	1か所
		バーベキュー施設	—	30炉
		魚釣り施設	—	赤川ダム
		駐車場	—	2か所，合計391台
		屋外トイレ	—	5か所
	自然休養村 管理センター	ホール	50名	1室
		和室（8畳）	—	5室
	サイクリングターミナル	和室（10畳）	5名	6室
		和室（8畳）	4名	3室
		洋室（10畳）	2人	1室
		大広間（52畳）	30人	1室
		食堂	—	1か所
		自転車格納庫	—	1か所，自転車250台

【森林公園（少年自然の家）】

- ・ 宇都宮市森林公園条例第5条の4に基づく使用料減免※の内容は下表のとおり

※ 宇都宮市障害者が利用する場合における公の施設の使用料の減免に関する規則（平成12年規則第25号）第3条に該当する場合

年度	利用者区分	件 数	減免額
令和2年度	障がい者，介助者	0 件	0 千円
	小 計	0 件	0 千円
令和3年度	障がい者，介助者	0 件	0 千円
	小 計	0 件	0 千円
令和4年度	障がい者，介助者	0 件	0 千円
	小 計	0 件	0 千円
合 計（過去3年度）		0 件	0 千円

【自然休養村管理センター】

- ・ 宇都宮市自然休養村管理センター条例第7条に基づく使用料減免※の内容は下表のとおり

※ 宇都宮市障害者が利用する場合における公の施設の使用料の減免に関する規則（平成12年規則第25号）第3条に該当する場合

年度	利用者区分	件 数	減免額
令和2年度	障がい者，介助者	1 7 件	5 2 千円
	小 計	1 7 件	5 2 千円
令和3年度	障がい者，介助者	3 件	6 千円
	小 計	3 件	6 千円
令和4年度	障がい者，介助者	2 件	1 千円
	小 計	2 件	1 千円
合 計（過去3年度）		2 2 件	5 9 千円

【サイクリングターミナル】

- ・ 宇都宮市サイクリングターミナル条例第14条に基づく利用料減免※の内容は下表のとおり

※ 市内に居住または通学する高校生以下の者が貸し自転車を利用する場合，一般車2時間以内及び特殊車1時間以内は無料

4月1日（市民の日）は貸自転車利用が無料

宇都宮市障害者が利用する場合における公の施設の使用料の減免に関する規則（平成12年規則第25号）第3条に該当する場合

年度	利用者区分	件 数	減免額
令和2年度	障がい者，介助者	6 3 件	1 8 千円
	小 計	6 3 件	1 8 千円
令和3年度	障がい者，介助者	9 8 件	2 9 千円
	小 計	9 8 件	2 9 千円
令和4年度	障がい者，介助者	5 5 件	1 6 千円
	小 計	5 5 件	1 6 千円
合 計（過去3年度）		2 1 6 件	6 3 千円